

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照条文

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

修正案

政府案

附則

（基本手当の支給に関する暫定措置）

第四条 第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、受給資格に係る離職の日が平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者を除く。）を第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして第二十条、第二十二條及び第二十三条第一項の規定を適用する。

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条 平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「かつ四十五日以上」とあるのは「（イ）に該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（前号に該当する者を除く。）（一）と、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

附則

（基本手当の支給に関する暫定措置）

第四条 第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、受給資格に係る離職の日が平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者を除く。）を第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして第二十条、第二十二條及び第二十三条第一項の規定を適用する。

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「かつ四十五日以上」とあるのは「（イ）に該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（前号に該当する者を除く。）（一）と、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

(就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置)

第十条 第五十七条第一項第一号に規定する再離職の日が平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条第二項中「いづれか」とあるのは、「いづれか又は再離職について第十三条第三項に規定する特定理由離職者」とする。

(就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置)

第十条 第五十七条第一項第一号に規定する再離職の日が平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条第二項中「いづれか」とあるのは、「いづれか又は再離職について第十三条第三項に規定する特定理由離職者」とする。

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(第四条関係)

修正案

附則

① 第三十三条ノ三第三項ニ規定スル特定理由離職者(厚生労働省令ヲ以テ定ムル者ニ限ル)ニシテ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職(第三十三条ノ二ノ三ニ規定スル離職ヲ謂フ次項ニ於テ之ニ同ジ)ノ日ガ平成二十一年三月三十一日乃至平成十九年改正法附則第一条第三号ニ掲グル規定ノ施行ノ日ノ前日ノ間ナルモノニ係ル失業保険金ノ支給ニ付テハ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者(第三十三条ノ十二第二項ニ規定スル者ヲ除ク)ヲ第三十三条ノ十二ノ二第二項ニ規定スル特定支給資格者ト看做シテ第三十三条ノ十、第三十三条ノ十二及第三十三条ノ十二ノ二第一項ノ規定ヲ適用ス

② 平成二十一年三月三十一日乃至平成十九年改正法附則第一条第三号ニ掲グル規定ノ施行ノ日ノ前日ノ間ニ職業ニ就キタル者ニ係ル第三十三条ノ十五ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第一項中「ニシテ且四十五日(第三十三条ノ十二第三項ニ規定スル算定基礎期間ガ一年未満ナル者ニ在リテハ二十五日)以上」トアルハ「(第一号ニ該当スル者ニ在リテハ三分ノ一以上ニシテ且四十五日(第三十三条ノ十二第三項ニ規定スル算定基礎期間ガ一年未満ナル者ニ在リテハ二十五日)以上)」ト同条第三項第二号中「十分ノ三」トアルハ「十分ノ四(其ノ職業ニ就キタル日ノ前日ニ於ケル失業保険金ノ支給残日数ガ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ基ク所定給付日数ノ三分ノ二以上ナルモノニ在リテハ十分ノ五)」トス

③ 第三十三条ノ十五ノ三第一項第一号ニ規定スル再離職ノ日ガ平成二十

原案

附則

① 第三十三条ノ三第三項ニ規定スル特定理由離職者(厚生労働省令ヲ以テ定ムル者ニ限ル)ニシテ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職(第三十三条ノ二ノ三ニ規定スル離職ヲ謂フ次項ニ於テ之ニ同ジ)ノ日ガ平成二十一年四月一日乃至平成十九年改正法附則第一条第三号ニ掲グル規定ノ施行ノ日ノ前日ノ間ナルモノニ係ル失業保険金ノ支給ニ付テハ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者(第三十三条ノ十二第二項ニ規定スル者ヲ除ク)ヲ第三十三条ノ十二ノ二第二項ニ規定スル特定支給資格者ト看做シテ第三十三条ノ十、第三十三条ノ十二及第三十三条ノ十二ノ二第一項ノ規定ヲ適用ス

② 平成二十一年四月一日乃至平成十九年改正法附則第一条第三号ニ掲グル規定ノ施行ノ日ノ前日ノ間ニ職業ニ就キタル者ニ係ル第三十三条ノ十五ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第一項中「ニシテ且四十五日(第三十三条ノ十二第三項ニ規定スル算定基礎期間ガ一年未満ナル者ニ在リテハ二十五日)以上」トアルハ「(第一号ニ該当スル者ニ在リテハ三分ノ一以上ニシテ且四十五日(第三十三条ノ十二第三項ニ規定スル算定基礎期間ガ一年未満ナル者ニ在リテハ二十五日)以上)」ト同条第三項第二号中「十分ノ三」トアルハ「十分ノ四(其ノ職業ニ就キタル日ノ前日ニ於ケル失業保険金ノ支給残日数ガ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ基ク所定給付日数ノ三分ノ二以上ナルモノニ在リテハ十分ノ五)」トス

③ 第三十三条ノ十五ノ三第一項第一号ニ規定スル再離職ノ日ガ平成二十

一年三月三十一日乃至平成十九年改正法附則第一条第三号ニ掲グル規定ノ施行ノ日ノ前日ノ間ナル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ係ル第三十三条ノ十五ノ三ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第二項中「各号ノ一二」トアルハ「各号ノ一二又ハ再離職ニ付第三十三条ノ三第三項ニ規定スル特定理由離職者」トス

一年四月一日乃至平成十九年改正法附則第一条第三号ニ掲グル規定ノ施行ノ日ノ前日ノ間ナル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ係ル第三十三条ノ十五ノ三ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第二項中「各号ノ一二トアルハ」各号ノ一二又ハ再離職ニ付第三十三条ノ三第三項ニ規定スル特定理由離職者」トス

○雇用保険法等の一部を改正する法律（閣法第五号）

<p style="text-align: center;">修 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十一年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二（略）</p>
<p style="text-align: center;">政 府 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二（略）</p>

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 今後、雇用保険に未加入の非正規社員等及び失業給付の期間終了後においても職につけない者に対して、厚生労働委員会において審査中の「求職者支援法案」（民主、社民、国新提出）の趣旨を最大限尊重しつつ、新たに求職中の者の生活支援を含めた雇用対策について早急に検討し実施すること。
- 二 今後、すべての労働者に対して雇用保険の適用を目指し、雇用保険法業務取扱要領によって定められている雇用保険の適用基準については、非正規労働者に対するセーフティネット機能の一層の充実強化のため、さらなる緩和を検討すること。
- 三 今後、失業と同時に健康保険等の無保険者が出現する恐れがあることから、組合健保等の任意継続被保険者となることや国民健康保険への確実な加入が行われるよう、保険料の軽減等適切な運用を行うとともに、周知徹底などあらゆる方策を講じること。
- 四 離職者の離職理由が事業主と離職者とで異なる場合には、離職に至った経緯を十分に考慮する等、実態をよく把握して適切な対応を行うこと。
- 五 失業等給付などは、今後、雇用失業情勢のさらなる悪化によって安定的な財政運営に支障が出る恐れが

あり、現在、百分の五十五に軽減されている国庫負担の暫定措置については、本来の四分の一に戻すことを検討すること。

六 雇用情勢の急激な悪化に伴い、日雇労働者の求職活動が厳しさを増していることにかんがみ、日雇労働者給付金の受給要件の見直しを含め制度が活用されるよう一層の周知徹底を図ること。